

第13回 新宿区基本構想審議会 会議録

平成19年1月25日(木)

午後1時30分～午後4時

新宿区役所 大会議室

議 事

- 1 基本構想 基本計画・都市マスタープラン骨子案に対する意見への対応について

- 2 その他

卯月会長 大変お待たせいたしました。

定刻を若干過ぎましたので、ただいまより第13回新宿区基本構想審議会を開会いたします。

本日の審議会は、午後4時までの予定となっておりますので、議事進行につきまして、何とぞどうぞよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

本日の出席委員は24名で、委員の半数以上の方にご出席をいただいております。

新宿区基本構想審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立していることをまずご報告いたします。

さて、本日は、骨子案に対して、年末年始にかけまして、区民会議とか、地区協議会をはじめ、多くの区民の皆様からご意見をいただきました。この意見をもとに、答申に向けて審議を進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。

事務局 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1といたしまして、「基本構想 基本計画・都市マスタープラン骨子案に対する意見への対応（会長案）」というのがA3で出されているかと思えます。

それから、資料2『『基本理念』『めざすまちの姿』に関する修正（会長案）』というのがA4で表裏で一枚になっております。

それと、あと、参考資料といたしまして、第10回、11回、12回の会議録ができましたので、本日お手元に配らせていただきました。

また、先日、区民会議と地区協議会等の意見の要約を皆さんのご自宅の方に郵送させていただいたところです。それから、個人の方の受付が1月19日まででしたので、本日はその個人の方からいただいた意見の方の要約を机上配付させていただいております。この中身につきましては、要約という形になっておりますので、出てきた意見全体を見たいという方がいらっしゃいましたら、大変申しわけないのですが、後ほど、事務局の方にコピーがございますので、お申し出ください。

それから、いただいた意見の内容ですが、ご意見といたしましては、まず、団体からは3団体の方からありました。それと個人については、37人の方から意見をいただいたところです。

それと、本日、資料1の方でお配りしています内容についてですが、こちらにつきましては、「地区別まちづくり方針」に対していただいた意見が入っておりません。そちら

につきましては、現在、こちらの都市計画部の部会の方で調整をこれからするところがございますので、次回お示ししたいというように考えております。ですから、本日、資料1の方でございますのは、基本構想審議会にかかわる部分と都市構造にかかわる部分でございます。

以上でございます。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

資料についてはよろしいでしょうか。

それでは、ただいまより資料1と2について私の方から説明をさせていただきたいと思っております。

資料1をご覧ください。今も申し上げたように、膨大な資料をお配りして、地区協議会、それから、区民会議、それから、幾つかの団体と個人の方々も含めて、本当に多くのご提案、ご意見をいただいております。なかなかすべて全部目を通して理解するということは大変なことでありますが、一応、本日の審議のために、大きく三つにグループ分けをしてみました。一つは、この表の何ヶ所かに、左の方から、ずうっとグレーで網かけの色がかかっている部分があります。これについては、特に全体に絡めて、基本構想ですね、全体に関係することとして極めて重要なので、本日、若干の修正を含めて、私の方から、このご意見に基づいてご提案をいたします。それについて皆さんのご意見をいただいて審議をしたいということです。これをAカテゴリーというか、Aと仮に言っておきます。

それから、次のBというカテゴリーでございますが、この表の中に、左の方だけ網がかかっているところ、例えば、1ページで申し上げますと、一番上、「頁」というか、「項目」というところにグレーがかかっていますが、「意見」、「対応」のところにはグレーがかかってない部分がございます。これを仮にBカテゴリーといたしますと、ここについても、さまざまなご意見をいただいております、このご意見が極めて重要であろうという判断に基づき、ただ修正案をお出しすることが、まだ多々、いろいろ調整事項があるので、本日はできない。しかし、予定されております1月31日の起草部会において、これについては議論をし、修正案をまとめ、次回の審議会2月5日でございますが、その段階でお出ししたいということでございます。

それから、何もグレーがかかっていない部分、Cカテゴリーと仮にいたしますと、この部分については、もちろん意見、ご提案としては、十分お伺いする、あるいは反映したいとは思いますが、ただ具体的に今回の骨子案のここをどのように修正するかというこ

とには、直接的に反映できないという項目、反映しないという、ちょっと強い表現で申しわけありませんが、修正はしない。ただ、これから後で説明しますが、事業計画を立てる上では、ずうっとこの資料をとっておこうというようなこととか、あるいはどこかにあったかと思いますが、わかりにくい言葉という表現であれば、巻末の方にきちっと説明書きを設けようとか、いろいろな対応の仕方が幾つかCのところにもございます。今日は、Cのカテゴリのところについては、具体的にすべてをご説明いたしません、そういったCのカテゴリではまずいと、これはいわゆるBのカテゴリというのかな、起草部会の中でも、もう一度議論した方がいいのではないかというご意見がございましたら、今日、皆さんからいただきたいという意味で、A、B、Cという三つのカテゴリをとりますが、整理の仕方をいたしましたので、これについてそれぞれのところでご説明いたしますので、皆さんのご意見をお伺いしたいというのが趣旨でございます。

今後のことを先にちょっと申し上げておきますと、今申し上げましたように、今日は、特にAについてある程度ご意見をいただき、もちろんBについても起草部会で議論をするにあたってこういう視点でよろしくというようなことでも構わないかと思います。1月31日の起草部会を済まして、2月5日、本当に最後の最後、骨子案の変更案を2月5日にお出しいたしまして、そこで最終の取りまとめをしたいと思います。したがって、A、B、Cというのは極めて重要になります。2月5日の議論の後、もう一度、最終の確認という形で2月13日に審議会が予定されています。さらに2月17日の土曜日は最終の答申を区長の方にお渡しするという日程でございますので、17日はそれほど大きな議論をする時間はとっていないということで、あくまでも今日を含めて3回の議論の中でまとめたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、先ほど来申し上げているAというものについて、お話を少ししたいと思います。

まず、1ページ目の下から三つ目の枠と、二つ目の枠のところですが、ここの二つの提案につきましては、二つの地区協議会から出されておりますが、「区民」、あるいは「新宿区民」、「地域住民」というように、いろいろな「住民」、「区民」というものの言葉が使われていて、もう少しこれを整理した方がよいのではないかというご意見がございました。

そこで、資料2の基本理念の下の方の考え方というところを見ていただけますでしょうか。考え方の3段落目、ここに新たに区民の定義を示しました。ちょっと読んでみたいと思います。「本答申における『区民』という用語については、基本的には、新宿区に住

む人々はもとより、新宿区に働き、学び、集い、憩う、多くの人々を含む、広い概念として捉えています」という形で修正加筆をしたいと思います。

それから、1ページめくっていただきまして、3ページをご覧ください。

上から四つ目の箱と五つ目の箱でございます。ここに、表現のわかりにくいというような趣旨のご提案がございました。そこでこれを受けまして、やはり資料2の考え方の1段落目、下線の引いたところが主に修正をしたところでございます。2段落目もそうですね。ちょっと読んでみたいと思います。「現基本構想の基本理念は、『人間性の尊重』『自立と交流連帯』『地域性の重視』の三つを掲げています。これらはいずれも引き続き区政運営において重視すべき理念ですが、社会経済動向の変化や区民会議からの提言内容などを踏まえ、『自治意識の高まり』『共生の重視』『未来への責任』という視点から、基本理念を新たに設定しました。」こういう修正をしました。

さらに「新たな基本理念は、提言書より、自治体運営の基本的な考え方に相当する内容をもとに整理し、誰でも理解できるよう、できるだけわかりやすい表現にしました」という形で変えさせていただきました。

さらに、3ページ目の六つ目の箱、主語がわからない、主語がないというようなご指摘がございました。そこでやはり資料2の一番上の頭の部分、基本理念の1行目、「わたしたちは」という主語を加えたということでございます。

それから、これが次に大きな話ですが、3ページ目の下から三つ目のマスから次のページ、さらには5ページの五つ目のマスまで、全部グレーがかかっておりますが、これはすべて「めざすまちの姿」及び「新宿力」という言葉に関する、ご意見、ご提案でございます。一つ一つ読みませんが、基本的には、「新宿力」という言葉に対するさまざまなご意見がございました。ここに出されておりますのは、わかりにくいとか、あるいは二番煎じではないだろうかと、ほかの県でも使って、何とか力というのは、使っているのではないかと、説明がなくても一瞬にしてわかる言葉の方が望ましいのではないかと、この造語からは自治意識や、参画・協働の思いが素直に伝わってこないというような幾つかの理由によって、考え直した方がいいのではないかとのご意見がございました。

そこで、大変悩みましたが、これについては、前回のこの基本構想審議会の中でも、両方のご意見が出まして、もう一度、区民の方に問うというのも変ですが、皆さんからのご意見を聞いて、ここで決定したいというふうに申し上げておりますので、率直に私も変えることを絶対嫌だというふうに思っているわけではないのですが、もう一度議論するた

めに考え方を整理してみますと、これだけ多くの方がわかりにくいということが出てくることも事実なのですけれども、ただ、この審議会の中でも、考え方、この「新宿力」という言葉に込める我々の若干の思いを少しご説明するとわかっていただいたということもあるので、必ずしもこの1行でぽっとわかってしまう。わかってしまうということは、逆に言えば、ふっと忘れちゃうとは言いませんが、右から左に流れてしまうという側面もあるので、ちょっとそこで立ち止まって意味を考える、何だこれというような部分もあるので、今回は「新宿力」ということで、また再度お出しいたしました。

そこで、考え方という文章をさらに書き直してみました。ちょっと、この資料2の裏面になりますが、読ませていただきたいと思います。「『新宿力』とは、ひとつは新宿のもつ自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景にこれまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな力と、もうひとつは多様性、先端性を受容する都市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人の持つ無限に広がる未知のエネルギー、この二つを総体として表現したものです。それは、新宿の持つ大きな潜在的可能性と新宿を愛する人々の力の結集を象徴的に表しています。具体的には、生活者としての新宿区民を中心に、新宿に働き、学び、集い、憩う、多くの人々による『自分たちのまちを、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい!』という《自治をめさす力》としても表出されるものです。この『新宿力』を原動力として、わたしたちは、これからも多様な人々との交流を深め、活発化することにより、『にぎわい』や活力がみなぎる新宿区を創造していきます。また、同時にわたしたちは、これからは都市としての『やすらぎ』も大切と考えます。『やすらぎ』と『にぎわい』が共存し、調和したまち・新宿、そうした新宿の未来を、わたしたちは創造していきます。」

「『新宿力』で創造する」という言葉がもしもわかりにくい、わかりやすくしろということであれば、新宿区民の力を結集して、というような言葉に置きかえられると実は思っています。しかし、新宿区民の力の結集をして、という言葉の中だけ、その言葉だけではわからない背景とか、ひろい広がりを示す意味では、かぎ括弧つきではあります「新宿力」という言葉を今回、提起するのはいかがかというのが、いろいろご提案を読ませていただいた後、考えた内容でありますので、これもぜひ後ほどご意見をお伺いしたいと思います。

まず、このAカテゴリーのことだけ、ちょっと先に議論してしまいませんか、そうしないとどんどん忘れていってしまうかも知れませんので、まず、今日、修正案の修正加

筆をお示した部分、全体にかかる部分、これについてぜひ皆さんのご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでございましょうか。

時が経って、忘れてしまいましたでしょうか、それとも、この辺はやむを得ない、いいだろうということでもよろしいですか。

特にご意見がないようでしたら。沢田委員どうぞ。

沢田委員 今、全体の網がかかっているところの部分、特に多かったのは、「新宿力」ということについての是非というか、その辺の意見がたくさん出されていて、私も地区協議会とか、区民会議とか、あと区民の多くの皆さんの意見を聞いてみたいと思ったので、関心を持って見ていたのですけれども、やはりこれだけ「新宿力」という言葉がわかりにくいとか、これでない方がいいのではないかという意見が、こんなにたくさん出てきたということは、やっぱり再考しなきゃいけないのではないかなというふうに改めて思いました。

個人の方の意見ももちろんあるのですけれども、やはり地区協議会とか、分科会として出てきた、まとまって出てきた意見というのは、それが多くの方の意見が少しまとめられて出てきたものですから、やはりそれなりに重みがあると思うんですね。そこはなるべく多くの皆さんが、私、言葉の問題というのは、やっぱりみんなで作ってあげてきたのだという実感が持てるようにするというのもひとつ、今回のようなやり方をとっていく場合は非常に重要な、今後のことを考えたときに、非常に重要なことだと思うので、やはりこういう意見がたくさん出たということは、それは入れていくべきではないかというように思います。

卯月会長 安田委員。

安田委員 「新宿力」の問題というのは、地区協議会の各10地区から、積極的に賛成するところはどこもあまり出てこなかったような気がする。仮に5地区が明らかに「新宿力」という問題になじまなかったわけですが、ただしこれからその言葉を定着させていくという部分では、またそれなりの工夫なり進め方があるかと思うのですが、この「新宿力」にぜひ、ポリシー的に、一つどうしても加えてほしいものがあるわけです。それは、柏木地区協議会でも4ページの上から三つ目に書いておりますけれども、やはり子どもの、現在の我々、大人がいろいろこういうことを危惧しているわけですが、それは、我々、現時点もさることながら、将来の10年後、20年後の子どものためにもこういうまちとして、いいまちとして我々は考えて、基本構想なり、マスタープランを考え

たのだということ、ぜひこういうところに表現していただきたいなど。そのためには、例えば、この資料の2で、今日いただいた中に、「めざすまちの姿」というところの「考え方」という、四角の下の方に、多少それらしき、例えば最後の「そうした新宿の未来を」という未来という部分に、子どもの部分も含めてという意味合いもあるとすれば、拡大解釈すればそのように理解はできるわけですが、ただし、これは子どもが仮に例えば中学生・高校生が見たときに、明らかにそれが理解できるかという部分であるとすれば、あまりそうでもなさそうだなという気がしますので、この文言のところに、新宿、子どもの将来を見据えというような、そのような文言をひとつ加えていただければなと思うわけです。新宿、子どもの将来を見据え、新宿の未来をわたしたちは創造していきます、ということが文脈として違和感があればまた修正していただきたいのですが、そういった部分を加えていただければありがたいなと思っております。

卯月会長　ありがとうございます。

ほかにこの「新宿力」についてのご意見、ぜひご披露していただきたいと思います。

地区協議会の中でも、区民会議の中でも、多分、かなり議論されたのだらうと思いますので、この文面の中には出てこないようなことがございましたら、ぜひご発言いただきたいと思います。

根本委員。

根本委員　私も昨年暮れには意見書を出したのですが、あるいは言わない方が、もう1回言ったからいいのか、どっちなのかと思っているのですが。

卯月会長　もう一度お願いします。

根本委員　この前、言えばよかったのですが、これだけの意見が出てきているというのはやっぱりもう1回考えなくてはいけないのではないかと、今も思っているんですね。ずうっと思うのは、例えば、四谷力だとか、落合力だとか、地域の力だったら、そこに個性があるわけですね、落合のイメージもある。「新宿力」というと、はてさてその会長のいう意味でいうようになるほどというように思うのですが、例えば、外から見たら「新宿力」ってどこなのか、歌舞伎町と、西新宿の超高層ビルみたいな、新宿に人々が30万人も住んでいて、住居系の用途地域が6割もあるというようなことは、ほとんどみんなイメージしないのですよね。その上で、「新宿力」というわかりにくい抽象的なことを言って、みんな私は四谷に住んでいますとか、私は牛込に住んでいます、私は落合に住んでいますというのを、頭から「新宿力」にかぶせて、果たして本当に力が出るのだら

うかということなんかも含めて、やっぱりわかりにくいというような気がするのですよ。ですから、例えば、前のときは「ともに生き、集うまち」「ともに考え、創るまち」だとかね、あっちの方が集まって、考えて、力を集めて、みんなで作るみたいな方が、私は区民一人ひとりにとっては非常にわかりやすいというイメージでいうと、反対はしませんけれども、もうちょっとみんなで知恵を絞る必要があるのかなとこのような気がするのです。

以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

多分、今日の議論が最後になって、もちろん、考え直すということになれば、もう一度、起草部会にかけて次にもう1回提案いたしますが、意見を、「新宿力」に対するご意見をいただくのは、多分、今日が最後になるかと思しますので、ぜひ修正も含めて、いいも悪いも両方聞きたいのですが。

はい、野尻委員。

野尻委員 私、個人的には理解したつもりでございました。真っ向から反対してございましたけれども、多くの皆様の反対意見をいただきますと、1998年に老人力ということで、流行語大賞を取りましたね。それ以降、非常に何々力というのがはやりまして、今、新宿区の方では、親力というのを使っていらっしゃいますけれども、「新宿力」というのが非常に軽い、二番煎じといいますが、人によっては猿芝居という方もいらっしゃいます。そういうように軽いイメージでとらえられておられますと、新宿区民の力を結集して、それだけでは表せない多くのことを含んでいるという「新宿力」については、非常にギャップが大きすぎるのです。内容がぱっと重いものであるほどに、ここ埋めるもの、何とかならないかと思えます。「『新宿力』で創造する」と、これだけを区民の方に説明するのは、この下の考え方までが皆様に、言葉で表すのはちょっと難しいので、長すぎてといいますが、本当にどうしたら理解していただけるのかというのはとても、個人的に悩んでいます。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

ほかにございますか。鎌田委員。

鎌田委員 鎌田です。私も今おっしゃられたように、この会議に参加していて、ある程度理解して、私個人としては、ある意味ではいいのではないかなと、こういう感覚もしたのですけれども、やはり今、皆さんから出たように、地区協議会なり、個人的に当たりますと、「新宿力」ってなんなのだと、ここに説明はありますけれども、確かにこういう

説明を読み、説明をすれば、ああそうかなという人と、やっぱりいまいち、もう少し皆さんが平均的にピンとくるようなもう少しいい言葉がないのかなと、こういう意見があるのはやはり現実の話なのです。審議会でもこれは力ですから、あちらの例でいえば、我々が結集する新宿パワーということになるわけですけれども、私個人はいいと思うのですけれども、やはり多くの皆様のそういう意見があるということは現実なので、やはりその辺を踏まえて、再度、その辺は何かいい言葉が見つければいいのですけれども、私なりに考えてみたのですけれども、委員がおっしゃるように、それに該当するよい言葉が何かないのかと思って、さんざんちょっとない知恵を絞ったのですけれども、これといって出てこないのですけれども、ちょっとその辺をそのように感じます。

以上です。

卯月会長　　ぜひ、ちょっとほかの。山下委員。

山下委員　　山下です。私、一言でハード、ソフト、人、地球資源など、そうした周辺のもを全部包含しようとしているわけなのですね。やむを得ないという感じで個人的には受けているのですが、考え方のところ、真ん中のところで、「自治をめざす力」という言葉も出てきて、もともと区民会議や地区協議会、区民会議では自治の問題をかなり意識的に取り上げていましたし、地区協議会では地域の問題をかなり地域で考えるということをしているので、地域力、また力ですけど自治力とか、地域力で創造するだとかというような言葉の方が流れとしてはわかりやすいのかなという感じもしています。そのときに、先ほど、冒頭に申し上げたハード、ソフトとか、そういったものをあらゆるものを包含したということになるのかどうか、まだちょっと確信を持ってないところでありますけれども、幾つかいろいろとこのあたりの提案を皆さんでしていったいいのではないかなと思っています。

卯月会長　　はい、ありがとうございます。

大友委員。

大友委員　　四谷地区協議会で出しました「新宿力」、区民の姿が見えない、全体の文調・文章の統一を再考してほしいというような、ちょっと過激な意見ということです。実は、この意見は、説明会がありましたその中で来た方々のご意見を一つ一つやはり全部、こちらの審議会の方に出さないといけないのではないかとということで、ありのままを表現させていただきました。地区協議会の役員会である程度、考え方をまとめて、役員会なり、全体会でまとめていこうと思っているわけですけれども、お一人、お一人の意見をやはり

大切にしなければいけないからということで、この表現になっているわけなのですけれども。全体的な形で見てみますと、やはり「新宿力」という言葉が理解しにくいというような表現の方が結構あったのではないかと感じております。ただ、その「新宿力」をどのような形で、我々、審議会のメンバーが理解し、そして、区民の方に発信して、そして区民からもこの「新宿力」ということを理解してもらえるかということ、ここら辺も説明に対しても、そこら辺をもう少し丁寧にやった方がいいのではないかなというような感じに私も思いました。そのような形になっていると思います。

卯月会長　　ちょっと後半意味がよくわからなかったのですが。

大友委員　　要するにもう少し「新宿力」というものに対して丁寧な説明が、説明というのかな、みんなの理解、認識を統一した方がいいのではないかなという感じが受けるのですが。

卯月会長　　審議会の中ですか。

大友委員　　審議会の中でも、そして、区民に発信する立場でも、そんな気がするのですが。けど、区民の一人ひとりが受ける感じが違うわけですよね、はっきり申し上げます。この表現でいくと。そうすると、審議会として責任持って出していくわけですので、逆に審議会の方から、こうだというような形をこのようにご説明はいただいているのですが、もう少し掘り下げた方がいいのかなというように私はちょっとこれを書いているうちに感じました。

卯月会長　　はい。津吹委員。

津吹委員　　筆筥地区協議会でも、この辺が中心でございまして、私なりに説明をして内容は理解できると、ただ理解できるのではなく、ここに考え方を書くのではなくて、説明がなくてもわかる言葉をやっぱり使っていただきたいというのが、地区協議会としては、だれが見ても、同じ共通の受け取り方ができる簡単な言葉、先ほど根本さんからもありました、前回のような「ともに生き、集うまち」というような、本当にだれでもわかるような言葉づかいにさせていただいた方がというのが、最終、協議会の結論になりましたので、ここにご報告させていただきます。

卯月会長　　わかりました。はい、どうぞ。

おぐら委員　　おぐらでございます。

ここに考え方ということで、より具体的に書いていただいたことで、すごくわかりやすくなってきたと思っています。個人的には、私はこれでいいのではないかと考えています。

やはり、言葉を狭めていくとイメージが一緒になりますけれども、ふくらみがないというところが非常にあると思います。個人、個人で思う「新宿力」というのがあっていいかなと、私は、全体的なイメージとして、この考え方に載っている、その中で自分が何をまたイメージするかというのを、この「新宿力」という言葉を自分なりに理解するのも、それもいいことだと思っておりますので、私は、これでよろしいのではないかと考えております。個人的な意見です。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

川井委員。

川井委員 私は、新宿区民の力を結集して、一番これがわかりやすいのではないかと私は思います。一番わかりやすいのではないかと。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

藤乗委員。

藤乗委員 私も、うちの分科会の方では、「新宿力」については、特に問題視されませんでしたけれども、私も個人的にはこれでよろしいと思いますけれども、ただ、「新宿力」という言葉に新鮮味がないと言えないと思います。新宿という言葉のイメージ自体が、もう何と言いましょか、先ほどどなたがおっしゃったか、そこの西口の辺とか、その辺のイメージとか、歌舞伎町のイメージになってしまうのでしょうかね。だけれども、区民一人ひとりの力を結集するというか、区民一人ひとりが主体であるという意味ではよろしいかと思えます。もしそういう意味でほかに新しい言葉があれば、それでもよいかとは思いますが、私もイメージーションではちょっと思い浮かばないので、よろしいかと思えます。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

全員言ってください。小宮委員。

小宮（徳）委員 分科会の中ではわかりづらいという言葉が今出ていたような内容でいっても、わかりづらいということがあったのですが、全体的な話の中で、私はそういう立場でちょっと申し上げないといけないけれども、半分ぐらいそういうこととは別に、審議会委員として言いますのは、「新宿力」というのは、説明いただいて、私も非常にいいかなと思います。なぜかと言いますと、ここに書く、書かないは別といたしまして自治のめざす力をみんなでやろうと言うのは確かに区民会議も、根幹をなす話ですから、非常に重要なことで、もうすべて皆さん合意のもと進んでいると思います。「新宿力」というの

は、もう一つ大切なのは、ここに書いてあるようにインフラというか、自然、歴史、文化、芸術、経済活動、そういうふうな部分を表に出して、人の力と新宿という地域のすばらしさというものをそれにうたっていくとすばらしくなる。それで、先ほど出ましたけれども、人と言葉というのは、実施計画等、これから新宿区と区民のみんなで具体的なことをやっていく中で、多分広がっていくのではないかと。今の「新宿力」というのは、少なくともその二つが書いてあればわかりやすいのではないかと思います。

それからちょっとこれは、今の考え方の中の、中盤の下の方ですけれども、具体的にはということで、あえてまたここで人の力みたいなことが出ているのですが、それを出すことによって、「自治をめざす力」を強めるということも意味があるのでしょうかけれども、私は申し上げるのは、大切な新宿の持つ自然や歴史とかという部分が、ちょっとへこんでしまうかなみたいな感じがしまして、大切なのは、インフラと人の力を新宿は持っているというふうなところが、私の意見を言わせていただきました。

卯月会長　もう今日は、最後に近いので、出席の委員が、すべて「新宿力」についてちょっとご発言を願いたいというふうに思います。

高山委員。

高山委員　私の認識ですと、「新宿力」、全体のキャッチフレーズみたいなニュアンスではないかなというふうに考えておりまして、当然、造語ですので、認識度が低いのはしょうがないかなと思いますね。ただ、「新宿力」って何なのだろうと皆さん思ったことだけは確かなような気がしますので、それについて、こちらにつくっていただいたような、考え方を我々も含めてみんなで説明して、新宿ってこういうものだ、「新宿力」ってこういうものだということを踏まえた上で、これからの施策が行われていくのはいい方向ではないかなと個人的に考えております。

卯月会長　ほかの議員の方。どうぞ。

久保委員。

久保委員　おくれて来てすみません。今の高山委員の発言に似ているのですが「新宿力」って絶対になかった、高松力だとか、大阪力だったらない、初めて新宿で発見したつくった言葉なのですね。だから、100人が100人、1,000人が1,000人、何なのか、わかるわけないですよ。そこによさは僕は一番ある。それから、これができて出てきたときに、新宿区民が全員が一体「新宿力」って何なのだってね、議論をしていって、100人が100人「新宿力」のことを考えて、考えていって、この基本構想を価値

あるものの内容をうたったもの、文章じゃないけれども、先進的になっていく、そういう意味では、僕は「新宿力」って、わけがわからないゆえに拡大的な力を持ったというふうに思います。

卯月会長 はい。ほかにご意見ございましょうか。

大変悩みます。

では、こうしましょうか、本来は今日決定しようと思っていたのですが、もう1回先に送ります。こうしたいと思います。「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」を、今回却下するのではなく残しておきます。2月5日の審議会には、これと同じ並びに、例えば今日ご提案のありました「新宿区民の力を結集して、やすらぎとにぎわいのまち」はちょっともういじりたくないというのでちょっと置いておくという形で、どういう方法でこの「やすらぎとにぎわい」という目標像に至るかということについて、わかりやすさを求めるのか、わかりにくいけれども、その裏にある力を少し表現しようとするのか、結構、見解の分かれるところなので、「『新宿力』で創造する」以外に、例えば、新宿区民の力を結集して、とか、あるいは聞きながら思ったのですが、わかりませんが、力にこだわるわけではないのですが、新宿区民力、何ていうのもあるかもしれないし、新宿区民、先ほど、山下さんのご意見で、新宿区民の自治力を結集して、というようなことも似たような表現なのですが、幾つかあるかと思しますので、2月5日に何案かお出しして、2月5日にもう決めるということをお願いしたいと思います。

今日、却下するのもちょうとあれだし、決めてしまうのもちょうと、難しいかなというのが今の僕の判断なので、本当に申しわけありませんが、2月5日に決めるということをご了解いただけないでしょうか。

根本委員 たびたびすみませんけれども、前に、何かありませんかというから私は具体的に出したのです。骨子案に対する意見の中に、例えばそういう具体的な案というのは出てきてないのですか、一個も。何人が出したと思うのですね。それで、「新宿力」、いろいろな案があって、その中で適当にやれば一致するのかもしれないのですけれども、我々がこれをいじくり回して出せというようにというか、扱いですよね。2月5日に、多分やっぱりこれでいきますと言われて、また同じようなことを、ああそうですかって、だんだん、わかりましたという人数がふえていけばいいのですけれども、やっぱり「めざすまちの姿」ですから、満場一致でこれでいこうやというようになるぐらいのことを考えるべきなのではないでしょうかね。起草部会の中でそういうようなことはできないのですか。

卯月会長 起草部会で満場一致にすることは仮に可能でも、この審議会の中で満場一致というのはかなり厳しいことのような気がするのです。かといって、では多数決で決めましょうというのも何かあまり好ましくないような気がしまして、要は、大幅に見直すつもりはないのです。なぜならば、「やすらぎとにぎわいのまち」という目標像はある程度、合意をいただいたと認識しています。そこに向かうのに、当然ながら皆さんの力、資源を結集しましょうという、そういう考え方にしても、僕はご了解をいただいたというふうに思っています。ただ、それをどのような字面で表現するかについては、ダイレクトにわかる方がいいのか、いや少しもやっとしても造語かもしれないけれど、やった方がいいのか、その造語に対するイメージというのは、新鮮と思う人がいれば、また使い古されているという人もいるのも含めて、新しい新宿にとっては新しい言葉としてやるのがいいのか、ここはちょっと判断の分かれるところなので、ここについては、審議会のメンバーの方々の議論の中で決めたいわけです。あくまでも分科会の方々、あるいは地区協議会の方々に議論いただいてご意見をお伺いするのも、当然重要なのですが、最後はここで判断をしたいというふうに私は思っています。

今日のご発言の内容だけ聞くと、かなり半々に近いような、ちょっとこのままいくというのが少ないのかもしれないような印象がありますが、ただ、これもちょっと一つの意見として、反対という意見はなかなか出しやすいのですが、この程度でいいのではないのと思っている人も、区民会議、地区協議会の中にもきっといらっしゃるだろうと思うのです。ですから、反対ということだけをかなりいるということによって変えてしまうのに関しても、ちょっと躊躇する部分もあるので、最終的にはこの審議会にお集まりの皆さんのご意見の中で、決めたいと思います。

では、今の話はまた別に、今日決めた方がいいというようなふうにも受けとめられますが。

根本委員 いやそうではなくて、同じ文章を同じことで何回も何回もやってきているわけでしょ。だって前回にいい案があったらというので出したわけですよ、しかし、これでこのまま変えずにやりますという。

卯月会長 ですから、僕は方向は相当絞られてきたというふうに思っていて、全く違ったことでゼロからやろうというのは積み重ねがなくなってしまうので、皆さんにも申しわけないので、さっき申し上げたように、点の後は目標像を示していて、点の前ではその手法、考え方を示すという文章の作り方については変えるつもりはありませんし、

皆さん既に合意されたと思っています。特に、「やすらぎとにぎわいのまち」についての反対意見というのは、そうなかったというふうに理解していますので、この構造については変えないということですので、今までご議論していただいた部分がぼーんと戻ってしまうというような意識は私にはないのです。

根本委員　　ちょっと言いたいことが伝わらない、また後で、終わってから。

卯月会長　　申しわけありません。終わってからでいいのですか。

川井委員　　今、会長が言われたように、この「新宿力」というのをもう少しよく説明するということですよ。だから、それでいいではないですか。みんなで全部反対しているわけではないのですよ。だからこれを、「新宿力」というのはどういうものかということとをさっき言われたように、新宿区民の力を結集してということと、後もう一つ何か言いましたね。それだけをはっきりとわかるように、今度5日の日に言うということですよ。

卯月会長　　はい。

川井委員　　それでいいのではないですか。初めからまたやり直しやったらね。

卯月会長　　やり直すつもりは全くないのですが、今日、かなり両論それなりのご意見が出たという印象なので、なかなか私の力で決めにくいというのが正直なところですが。

川井委員　　みんな反対をしているということではない。

卯月会長　　はいどうぞ、久保委員。

久保委員　　今のご意見とってもいいと思いますが、それでまとめていくのなら、今のご意見はいいと思うのですが、極端なことを言いますと、「新宿力」ということを説明をものすごく、豊かに豊かにした、小冊子を付けたらどうですか。

世継委員　　よろしいですか。

実は、結論から申しますと、この「新宿力」というのは、非常に新語に近い表現力でありまして、この考え方を拝見しますと、僕は確かに「新宿力」というのは、音読みで読むと非常にわかりにくい、これをあえていうならば、現在、過去、将来に向けてのことを一貫して力で総力として表したものだということに私は理解をしております。したがって、今、他の委員が申されましたように、この中身を詳細に説明し理解することによって、場合によっては、全区にわたる新語で非常に使いやすいのではないかと、このような感じをいたします。以上です。

卯月会長　　安田委員。

安田委員　　安田です。

私もこの提言の中には、これに変わるフレーズというのは思い浮かばなかった、みんなで検討したのですけれども、ですから、これでいいだろうというのが大半の意見です。ただし、本当にわかりやすい言葉が果たしてそれでいいのかという議論を実はしたわけですね。「新宿力」というのは、確かにわかりにくい、先ほどからわかりにくいとはいうものの、考え方にきちっと落とされておれば、ある程度の努力によって理解していけるのではないかと私は思います。かつて会社でもそういうことはよくあったのですね、新しい言葉を戦略を発するとき、短いフレーズでぱっと出すと、全社員がわかるまでには、どのようにいろいろと努力しても半年や1年すぐかかってしまうのですね。意識から行動するのはもっとかかるわけです。ですから、私はこれはこれでいいのだろうということで、これからのこういったものをどのように啓蒙し、例えば、広報していくかという部分が付随されていけば、私はこの言葉が生きてくるという気がしております。そのためには、考え方に、先ほど申したことにこだわるのですが、先ほど、今、大人たちが一生懸命考えたけれども、これは子どもの将来を含めての考え方としてここに考えて議論したのだといううなものが、どこかで考え方の中に入れていけば、私はそれで構いません。

卯月会長 古沢委員。

古沢委員 私も大分悩みまして、今日、私、代案がありましたね、新宿区民の力でとか、新宿の自治の力と、そういうふうになったら非常に限定されてしまうという感じで、やっぱり「新宿力」というような言葉で使った方がいいのかなと、それが私個人の最終的な意見です。その場合に、考え方が詳しいほどいいということもいえるのですが、三つか四つの短文でキャッチフレーズみたいにバツと出して、一般の区民の皆さんがわかりやすいように、そういうものを何か、答申のときはこれでもよろしいのですよ、区の素案を考える時に、ベースに考えてもいいかなと。

それから、もう一つ、考え方の中で、先ほどから一番最初に卯月会長がおっしゃった、今日も委員の中から出ていますが、「新宿力」とは何かということ、考えるとここからこれからの新宿のまちづくりが始まります、そのようなもっと格好のいい言葉にでも直しまして、つけ加えていただけるとよろしいのではないかと思います。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

成富会長代理 ちょっと前の方から申しわけございません。

意見を言うというよりも、提案者側の一員かなという感じなので、進め方、会長が今、今日時点での決定というか決め方として、もうちょっと「新宿力」に変わる代案が今のと

ころ明確なものが、今回のご意見でも出ているわけではない、基本的にまちづくりの姿の
つくり方というか、やすらぎとにぎわいというものをめざしてどういうプロセス、あるい
はどういう形でつくっていくのかという部分の表現方法が悩ましいところだということな
ので、一応今のところ「新宿力」に変わるキャッチフレーズという言葉もありましたけれ
ども、的確な言葉が今のところないのですが、もうちょっと努力してみるという。ですか
ら、議論が繰り返されると言われればそうなのですけれども、とりあえず今回は、今日出
てきたご意見も踏まえて、もうちょっとそれに変わるもの何かいい言葉がひらめくかもし
れないかということで、次回に決めると、それまでちょっと努力してみるという、今、解
説の方ももう少し充実させた方がいいというご意見もありましたので、この部分につい
ても、改めて再考して、変えたとすれば再提案となると思いますので、解説というか、説明
も含めて、とりあえずもうちょっと努力するという、努力はするけれども、議論の繰り返
しということになるかどうかわかりません。ただ、今のところそういう言葉はひらめきで
すので、出てこないとも限りませんので、これまでのご意見ももう一度見直して、「新宿
力」の部分の次回までに、起草部会でもう一度ちょっと考えてみる。そうしたことでま
とめていただければよろしいかなと思うのですが、会長の趣旨としてはそのような感じ
でしょうか。違っていたら。

卯月会長　いやいや、ありがとうございます。

今、成富起草部会長の方からお話がありましたように、繰り返ししませんが、2月5日
に決定をお願いしたいと思います。2月5日の資料は事前にお送りできるように、2案に
なるか3案になるかわかりません。先ほどの川井委員の方からのご提案にあった新宿区民
の力を結集して、これが一番わかりやすいパターンかなと。でも、新宿区民の力だけで
なく、もっと自然とか、土地とかもあるだろうというご意見も一方でありながらもわか
りやすい。後は、自治力とか、地域力とかという言葉も山下委員の方から出ていますので、
ちょっと組み合わせがあるかもしれませんが、ちょっと数案、起草部会を中心にもう一度
考えます。ただ何遍も言って申しわけない、この構造は変えませんので、構造までいじ
ってしまいますと、もう何のために積み重ねてきたのかわかりませんので、「新宿力」に
変わる言葉を幾つか代案を起草部会に提案し、2月5日の前にお送りする。2月5日初め
見たということではあまりに申しわけありませんので、2月5日の前に審議会の委員の
方々には、これについてお送りし、2月5日に決定させてください。

はい、沢田委員。

沢田委員 5日の前の起草部会のときに、ある程度、記録されてまとめたものを事前に配っていただくということですね。例えば、それぞれ皆さん意見があるといった場合には、その起草部会で間に合うように意見を出した方がいいのですか。

卯月会長 いや、審議会委員の方の意見は今言っていたきたい。

沢田委員 ああそうですか。

卯月会長 今までかなり議論してきたことは事実ですし、構造についてもそれほど変える必要はないと私は今認識しておりますので、「新宿力」に変わる言葉があるか、それを探してみようということですので、もしおありになるのなら、今いただきたいし、もうちょっと考えたいですか。

沢田委員 意見の集約をもらったのは、今日机上配付でいただいたわけなので、ちょっと考える余裕も少ないわけなのですけれども、先ほどから出ている言葉そのものが違う言葉がいいという人もあれば、考え方のところ、もっと少し文章を少し何とかした方がいいという意見もあったのですけれども、最終的にはこういう文章になるものですから、やっぱり文章をもしそれだったら、素案を示して。

卯月会長 わかりました。どうしてももう少し時間をということでしたら、1月31日が起草部会ですので、1月31日の12時まで、起草部に間に合う資料であれば、少しでもよい表現を見つけるために、皆さんのアイデアを募ることにいたしましょう。

根本委員 いや、自分の意見を言えという。案でしょ。今の基本構想の「ともに生き、集うまち」、「ともに考え、創るまち」というのがある。創造するというのと、創るというのと違う、今度のやつは創造する、今の基本構想は創るというのが、創造の創でつくる、ですから、私、大勢に従って、「新宿力」で創る、こっちの基本構想の方の創るをいかして、「新宿力」で創るやすらぎとにぎわいのまち、最終提案です。以上です。

卯月会長 起草部会で議論させていただきます。

では、よろしいですか。

おぐら委員。

おぐら委員 おぐらです。

今まで会長の方からも、例えば、新宿区民の力ですとか、自治力ですとか、地域力とか、新宿区が持っている潜在的な力とか、そういったものを全部合わせたものが私、「新宿力」だと思っていますので、それを一つ一つ、これにするとこっちが、これにするとこっちがということで、私、そういうのを全部包括したものが「新宿力」だということを明記

していただければいいかと思えます。以上です。

卯月会長 はい、山下委員。

山下委員 私自身、「新宿力」に何も否定はしていない、あくまで今おっしゃられた全体の中身を包含したいということなのですから、「考え方」の中で、「新宿のもつ」という、非常に全般的な話のところ、特にハード、あるいは地域資源ですけれども、その表現ちょっと弱い感じが受ける。ですから、「新宿力」とは、ある意味自治力、地域力の総和みたいなことですよ、そういったもので、各地区協議会を中心にずうっと議論していたような各地域の、地域性によったような地域力ですかね、そういったことをここに入れていただければ、「新宿力」というのは、もっと身近にくるのかなと。新宿というのは、非常に漠然としたものなので、地区ごとの個性がにじみ出てこないというのは、まず感じますので、考え方を強化していただければ、いいかなと。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

よろしいですかね、かなりご意見をいただきましたので、先ほど申し上げたような形にさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、ちょっと戻りますが、Aカテゴリーとさっき申し上げた、全部グレーのかがかっているところについては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

卯月会長 ありがとうございます。

それでは、次はBというカテゴリーのご説明をしたいと思います。

まず、1ページ目からしたいと思います。上から三つ目の段落です。骨子案の構成が、今回、基本構想、基本計画と都市マスタープランが一体化しているという、前回の骨子案は何かぼーんとくっつけただけというような印象で、なかなか全体がわかりにくいということ。もう少し、構成を変えた方がいいのではないかと、これは我々も少し感じていたことです。単に文章が読みにくいだけではなく、目次立てがこのとおりでいいのかなというのは若干、疑問を持っておりますので、この三つ目のマスについては、起草部会の方でもう一度再検討しますということです。

それから、四つ目のマス、これも失礼しました。これもちょっと書いてある内容は違うのですが、構成の仕方について、目次立てですね、構成についてのご意見ございますので、起草部会で議論させていただきたいということでございます。

それから、何枚かめくっていただきまして、5ページです。上から七つ目のマスでこ

ざいます。骨子案を見ていただきながらの方がいいのかもしれませんが。左の方にページ数が載っておりますので、4ページになります。この下の方に基本目標の から の若干の説明を書いているのです。それで、 、 については、「公共空間のハード」であると、

については「公共空間のソフト」であるというような表現がございますが、これは大変わかりにくいと。確かに、これは読むところを分けた時点で、本来、もうちょっと整理をしなければいけなかった表現なのですが、ちょっとその整理が終わっていなかったということです。これも起草部会において、最終的な六つの役割と言いますか、内容についての説明を再検討させていただきたいと思います。

それから、次の6ページ、骨子案でも6ページ。ここに持続可能な循環型社会というのが、基本目標の でございます。さらに5番目には、「まちの記憶」のことがございます。審議会の中でも、この「まちの記憶」という言葉については、多々議論がございました。そのことについて、 と の再整理というようなことのご提案、ご意見だと思いますので、これも起草部会において、もう一度議論させていただきたいというふうに思っております。

それから、次の7ページの下の方、ちょっと骨子案では飛んでしまいましたが39ページのところでございます。ちょっと細かな話なのですが、「資源ゴミ」という表現は適切ではないかとか、それから、「エネルギー循環」という言葉はちょっとわかりにくいのではないかとか、これは基本施策に関係して、具体的な例示として が上がっている、この のことなので大変細かい内容なのですが、ご趣旨は大変よくわかりますので、大きな構造の変更ではないのですが、小さな の部分の変更についても、起草部会の方で議論したい。この7ページの下の方の三つについて、述べてもらいたい。

それから、9ページ目にいきますと、骨子案で47ページのところであります。これは子どものことに関してでございますが、子どもの人権尊重ということがご提案がございました。それで、ちょっとミスがございました。申しわけありませんが、直していただけますでしょうか。

前のページに戻ります。8ページの下の方の三つを飛ばしてしまいました。申しわけありません。ここの最初のご意見は、子どもの権利については、子どもの権利条約の内容を云々と書いてございます。この審議会の中でも議論されたのですが、権利、義務というような関係の権利であるかないかというようなことが議論されて、この骨子案の中では、あくまでも子どもの権利条約の中にうたわれている子どもの権利に限って議論をしていくと

ということになっておりましたので、子どもの権利を括弧書きにしてはどうかということになっております。括弧書きにすると同時に、注釈、いわゆる巻末の方に幾つかの言葉の説明を、用語の説明を載せる予定でありますので、そちらについても子どもの権利とはどういったものなのか、条約によればこのようなことになっているということ載せるということにいたしたいと思えます。

下から二つ目のマスでございますが、骨子案の46ページのところに、個別目標 - 1でございますが、年齢、性別、国籍云々と書いてありますが、実際には、46ページの個別施策の例示のところに、「障がいのある人・高齢者の人権尊重」というように、下から二つ目の ですが、外国人という表現が抜けているということです。上の個別目標に書いてあるのに下の例示にないではないかということです。ご趣旨のとおり、外国人というのを追加させていただきたいということで、これは下から二つ目のマスと、それから、一番下のマス、共通でございますので入れさせていただきたいと思えます。

失礼しました。戻りまして、9ページの一番上でございますが、今後の対応という、基本構想審議会の対応というところで3行ございますが、「真ん中の両立とバランスについては、同義語と考えています」というのを削除させていただきたいと思えます。これはその次のマスの解答が上にコピーされてしまっているという単純なミスでございますので、申しわけありませんが、それを削除させていただきたい。

ここにつきましては、人権尊重ということだけではなく、参画という言葉を入れた方がよいのではないかとご提案であります。人権尊重ということの中に、当然、参画ということも入っているし、逆に人権尊重だけの方が、強い表現になるかもしれないというようなこともございまして、とりあえず人権尊重という形にするとともに、これについては確かに参画という言葉は、今回、修正はいたしません。子どもの人権ということに関しては、その前の項目で、注釈をつけるということで、より子どもの人権に参画という言葉が含まれるという趣旨のことを注釈の中で入れるという形での対応をさせていただきたいと、ちょっとこの対応のところの文章が間違いで申しわけありませんが、そういう形にしたいと思えます。

ただ、上から二つ目の枠でございますが、ワークライフバランスという言葉に関してでございます。47ページ目のちょうど真ん中からちょっと下あたり基本施策にございます。両立とあるのです。骨子案の方には、両立よりは、バランスの支援の方がよろしいのではないかとご発言、ご意見だと思えますが、両立とバランスはどの辺が違うのか、

私もよくわかりませんが、多分、ワークライフバランスという言葉が普及はしているのですが、まだきちっとした合意がとれてない言葉かもしれないので、これは用語の方できちっと表現し、両立という言葉は変更しないでいかがだろうかということに今、対応表には書いてあります。

それから、次の10ページでございます。骨子案では51ページ、上から2番目のマスのところで、障がいのあるひとの支援ということでございますが、ご提案は、「障がいがあるひととその家族」という下線の引いてあるところを追加してはどうかということでございます。明らかに、既に障がいのあるひとだけではなく、その家族に対する支援ということが、今まででも言っておりますし、それから、当然、これからもやっていかなければいけないことなので、この下線の部分、その「家族が」と、それから、「安心して」という表現は答申に反映し修正をしたいというふうに考えております。

それから、12ページ目のちょうど上から四つ目のマスであります。骨子案では52ページでございます。ちょうど真ん中のところに「障がいのあるひとの社会参加を進めるために、施設等の整備とともに」と原案でございますが、それに下線の部分をつけ加えたらというご提案でございます。「自己実現、スポーツ・趣味活動が行えるように」という下線の部分、これもご趣旨のとおり変更をしたいというふうに思っております。

それから、13ページ目。骨子案では54ページになりますが、ここは13ページ目から14ページ、さらに15ページの一つ目のマスのところまで、共通するご提案であります。消費者関連の課題というものが大きくここから抜け落ちているのではないかということで、大変、詳細なご提案をいただいております。これもご意見の趣旨、そのとおりだというふうに私も思いますので、起草部会の中で、その趣旨を生かして再整理をしたいと思っております。

16ページをご覧ください。リーディング・プロジェクトについてのご提案でございます。骨子案で申しますと65ページになります。ここで、「協働リーディング・プロジェクトの進め方、子どもの参画のしくみの導入」ということがございますが、注のところに突然、かなり具体的なミニ・ミュンヘンの話が載っております、リーディング・プロジェクトの進め方として、その注はちょっと具体的になりすぎているのではないかということで、新たな注が、何件かにわたってご提案が出ています。したがって、これについては全くご趣旨のとおりだろうというふうに思いますので、これを参考に修正したいと思っております。

さらに、次の66ページ、プロジェクト1と書いてあるところですが、目標と書いてあるけれども、課題の方が多くて、目標になっていないのではないかとか、委員のそういう指摘でございますので、それも再整理したいと思います。

さらに、この16ページにつきましては、上から三つ目のマス、それから、真ん中あたりのグレーのかかったところ、それから、下から二つ目及び下から三つ目、これ共通して骨子案の66ページのリーディング・プロジェクトについて、関係する団体としての、地区協議会の位置づけが少し、全体にかかる65ページでの表現と、66ページの表現が違っているのではないかとか、あるいは「たまり場」という表現はどうだろうか、団塊世代のことについての表現も少しわかりにくいのではないかとということがございましたので、66ページについては、このような趣旨を参考に、再度、整理をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、18ページにまいります。ここから実は都市構造という枠組みのところに入ります。都市構造のところは、これは都市計画審議会で議論しております都市マスタープランの方の内容になりますので、本日は議論の対象とはいたしません。あくまでも都市計画審議会の方で受けとめていただくということです。ただ、ここにお出しいたしましたのは、都市計画審議会と、こちらの基本構想審議会に同じ資料を出すことによって、全体構成について、両方の審議会の委員の方がより理解を深めていただくという趣旨でここに出しておりますので、あくまでも参考にさせていただきたいと思っております。

したがって、ちょっとおくれてしまいました。対応のところは書いてあります基本構想審議会の対応というのは、あくまでも私の方の意見でございますが、都市計画審議会の方のこの意見は、先立って1月の半ばごろに向こうの部会長さんと私とで調整した、あくまでも原案ということで、実際にはそれは都市計画審議会の中でさらに議論をするという形で、これが都市計画審議会が決まった内容であるというふうにはご理解いただかない方がよろしいかと思っておりますので、ご参考という形で見ていただきたいと思います。

これが、結構長くて、25ページまで続きます。ですから、ここはいわゆる網かけは全然していませんので、これがCカテゴリーであるという意味でもないのです、どうぞご理解をお願いいたします。

最後、26ページ以降、これは直接、骨子案に対応する提示のないものをその他という形で分類しております。その他については、読んでいただければわかるように、多様なことがございます。今申し上げたように、どこにどういうふうに変えた方がいいという

ように具体的になってないようなものもございますので、ちょっと扱いが違うということで、必ずしも新カテゴリーということともちょっとニュアンスは違うのですが、でも、当面は、骨子案の変更に直接的には影響しないであろうというようなことで、この部分については、網のかかっているところはございません。

これで一応、Aカテゴリー、Bカテゴリーについてちょっとご説明申し上げ、Cについては、一つ一つちょっとお話申し上げられないので、その他についての扱いだけちょっと今ご説明いたしました。

それでは、これから、今、ご説明しましたBのカテゴリーのところの扱いについて、ご意見ある方及びCについて、今回、修正しないという形になっておりますが、それについて、さらにご意見のある方のお話し合いをしたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

はい、どうぞ高山委員。

高山委員 順番は別によろしいですか。

卯月会長 BとC共通でどこでも結構です。

高山委員 9ページの先ほどの一番上のところと2番目なのですが、ちょっと意見というか、もう少し説明しておきたいのですけれども、両立とバランスという言葉なのですけれども、いわゆる会社と、職場と家庭ということを見て、両立だと、もちろん家庭もしっかりした形で成り立たせるし、それで、会社もという形になると、両方立てなきゃならないということについて、ちょっと異論というか、やっぱり生活ということを見ると、両方の両立ではなくてバランス、いわゆる均衡がとれるような方がいいのではないかということでこういう意見が出てきましたので、ちょっとその辺のニュアンスを含んでいただくとありがたいかなと思うのです。両立だと、両方立てなければならないという立場になるのではないかという話なのですが、そうすると、家庭の方で、一つのあれが出てきた場合に、重荷になってしまうのではないかというようなものの考え方だったのです。

成富会長代理 いろいろご意見とか伺って、要するに両方立てるといって、両方をちゃんとやれということではなくて、そういったことを生活者自身が、自分で選択できるようなそういった社会になってほしいみたいな、そういう趣旨かなと思うのですけれども、そこらへんのところは資格として、名称としてなかなか出せない、両立という言葉は使うかどうかということはあるのですけれども、やはり一つの考え方として説明をきちんと入れると、ワークライフバランスの説明をいろいろ探してもいろいろあるようで、人によっ

て理解がちょっと違うところもあると思いますので、そこら辺のことも含めて、今、1回、趣旨なんかを説明の方でしっかり入れていきたいということなのですけれども、よろしいでしょうか。

高山委員 結構です。

卯月会長 沢田委員。

沢田委員 今、先ほどの高山さんから出てきた意見を見ていて、私も高山さんに近い意見を持ったのですけれども、両立ということ言えば、確かに、今、保育園もかなり延長保育もやっていますし、そこにうまく入れれば、その人が長時間保育を利用しながら働く、職場でのいろいろなキャリアも積んでいけるというのは、私はすべて両立はしていると思うのですけれども、それが本当にそれでいいのかと考えたときに、では働く環境をもうちょっと変えることができる社会だったならば、もう少し子どもと一緒にいる時間がとれるとか、逆に保育園に入りたくても入れないために、逆に言うと思うような仕事ができなかったりとか、両立はとりあえずどっちもしていたとしても、やっぱりバランスということはちょっと違う気がするのです。私も働きながら子どもを育ててきた実感として、私もちょっと高山さんに近い意見を持ちました。

卯月会長 今の件ですか、鎌田委員。

鎌田委員 私も同様に考えたのです。それとひとつは、このワークライフバランスというのは、先ほどの「新宿力」ではないけれども、新しい言葉だと思うのですよ。一般的には、ライフワークとか、ライフステージとか、ライフスタイルとかということは、これは一般的に日本中どこでも一般的に通じる言葉になってしまっていますけれども、ワークライフバランスというのは、これは新しい言葉だと私は思うのですよ。恐らく、ほかでは使われていないと思います。だから、それぞれの意味をやはり一般区民の人たちまでわかりやすく説明してあげるのが、僕は親切ではないかなとこういうように思うのです。以上です。

卯月会長 わかりました。

成富会長代理 同じことなのですけれども、要するに社会的にこうでなければいけないということではなくて、生活している人自身が、例えば子育ての方をこの時期はもっと力を入れたければそれが選択できるように、そういう仕組みにしていけということではないかと僕は理解するのですが、それは、施策として、個人の選択ができるような環境、家庭の方もあるのですけれども、特に職場環境の問題だと思うので、そこら辺は具体的な施

策というのではなかなか要するに両立とっているのは、働きたい人が働ける環境づくりみたいなことに力点をおかれていますので、それに変わる施策が選択肢を広げる施策というのを、出せるかどうかの問題になってくると思うのですね。つまり、この期間は家で子どもの面倒をみたいから、それに合わせた職場環境にしてくれというのだけれども、それを施策としてできるかどうかなんです。具体的にあるのでしょうか、そういったものが。そういったこと、考え方を述べることはできるのだけれども、具体的な施策という形に結局はなっていくわけで、そのときにどうつなげていくかというところを少し、バランスという言葉でそれがすべて解決できるのかね。

沢田委員　ひとつ、施策として働くこととのバランスがとれるかどうかという点では、保育園の充実が最も重要だと思うのですけれども、そういった働く環境としては、当然、その労働行政とかいうことになると、なかなか区でどこまでできるかという話は一方ではあると思うのですけれども、ただ、中小零細業者で働いている人たちが、そういう環境に大企業なんか比べても、なかなかないという中で、何かしら区でできる支援というのもあるのではないかなということ、ちょっと今、言われた中で、瞬間考えたこととしてはこのことも考えられると思うのですが。

卯月会長　寄本委員。

寄本委員　今、「新宿力」という言葉を述べまして、いろいろご意見がございました。大変結構だと思うのですね。時間をかけて決めたのでたいへんよいことです。そういうように、計画をつくるときの言葉遣いは大事ですから、それに対して、十分検討の時間を持つという、それは検討民主主義、討議民主主義だといたしますと、それだけではやっぱり不十分だと思うのですね。検討、討議されたものが、相互理解ですとか、あるいは実行の方に結びついていかなければ、意味が半減してしまいます。どんなにいいことでも場合によっては当てはまります。そういうふうに、討議民主主義の結果を実現するなら、実行民主主義だと考えています。ですから、この計画がつけられた後に、どうやって実現するかというようなことをできれば、少し時間かけて、できるだけ実行民主主義の方にもっていきけるように努力して、そういう試みをするというのが「新宿力」というこの貴重な答申になるのではないかと思います。実行民主主義という提案で、どういうことが考えられるか、まだ、いろいろ議論はできませんけれども、どうも日本の場合には、検討民主主義という形にはくるんですが、実行民主主義になると、具体的計画がつけられるとなると、あまり省みられなくなってしまいます。この審議会の中でも十分考えていきたいと思えます。

卯月会長　　ありがとうございました。

ちょっとワークライフバランスの結論を出してからちょっと移りたいのですが、ちょっと高山さんに聞いてもいいですか。両立をバランスに変えると、どういうメリットがあります。

高山委員　　ちょっと極端な例になってしまうかもしれませんが、家庭で子育てしているときに、会社の方でも仕事をしていて、残業だとかなんとかということが出たときに、ちょっと家庭の方が大事というときに、優先して家庭へ戻れるような環境づくりみたいなものが必要なのではないかということだろうと思うのですよね。均衡がとれるというか、そういうことで、両立だと非常に会社もしっかり仕事をしなければならないし、家の方も大事にしなければならないという、何かその辺のところ非常に両方立てなきゃという、体一つしかないの両方できないみたいな形になってしまうのでという。

卯月会長　　ちょっと表現が強いわけですね。

高山委員　　そうですね。

卯月会長　　個人のバランスの感覚があるのだから。

高山委員　　両立と言ってしまうと、普通に考えると仕事の方に。

卯月会長　　ある時には、片方しか立たない時もある。そんなニュアンスですか。

成富会長代理　　ちょっとニュアンスの違いでしかないと思うのです。

高山委員　　ですから、先ほどのような形で説明していただけるということであれば、そんなに内容については問題ないかと思えますけれども。両立というどうしても二本柱が立つというような感覚になってしまいますので、その点、拘束されるような気持ちになるかなというところのニュアンスだと思うのですけれども。

卯月会長　　わかりました。もちろんワークライフバランスという言葉は、まだ新しい言葉なので、用語の解説はつけるということはしたいと思いますが、今の高山さんのご趣旨のように、両立というのは、ちょっと女性にとって負担というか、強い表現であるというようなことが、本当に第1分科会からの方から議論として出てきたのであれば、私は別に両立をバランスに変えてもよろしいかと今思いました。

高山委員　　すみません。そういうことで、均衡のとれた生活が続けられていけばという。

卯月会長　　微妙な感じもしますが、でも、せっかくのご提言であれば、大きな趣旨、大きな方向にそんなに差がないとは思いますが、変えましょうか。では、両立をバラン

スという形に変える。

高山委員 ワークライフバランスの方の注釈を入れていただけるという話になっていたのですか。

成富会長代理 一つはこれ、なぜこういう表現になったのかというと、ワークライフバランスという言葉そのまま使うと、わかりにくいのではないかと、いずれにしても解説は必要だということで、それを日本語に直したと思うのですね。そこで、両立とバランスの概念の違いを考えたわけではなくて、ですから、バランスという言葉は構わないと思うのですけれども、仕事と家庭生活のバランスの支援みたいなところでよろしいでしょうかというそこらへんでよろしければ、仕事と家庭生活のバランスで、ということよろしいでしょうか。

卯月会長 それが趣旨ですね。では、そうさせていただきます。変更します。

よろしいですね、今の点でよろしいですか。では、次の件ということで、山下委員どうぞ。

山下委員 Cカテゴリー。

卯月会長 結構ですよ。もう。

山下委員 17ページ、一番下の「区民と専門家等によるチェックのしくみの創設」のところなのですが、これは第3分科会の中で議論してきたのですが、要は基本計画ベースがどうしてもこれになっているので、議論はそこに帰りながらということになってしまいますけれども、この中で、いろいろな提案がある。基本計画の中では、例示にしかすぎないという言い方で として書いてあるのですけれども、それはここで言われた区民会議側の提案というのは、実施計画の方だから、とりあえず基本計画とは関係ないよということではありましたけれども、何らかの扱いがされるであろうということで、逆に言うと、この骨子案の骨子に、皆さん、一応納得しているわけですが、実施計画部分について、いまだにどうなってしまうかという議論というか、保証といいますか、担保については得られてないというのは審議会委員、特に第3分科会の方の一番懸念材料になっています。それで、基本構想審議会の中で議論すべきかどうか、私よくわかりませんが、でも少なくともスタート地点がこれであって、審議会では、この中で一番、熱を持って議論されていた、ある意味で実施計画に近いものというのは、どう扱われていくのかというのを、説明がしっかりしないと、なかなか納得いかないだろうと思うのですね。ですから、この一番下のところに、ご意見として伺いますが、反映しませんという言葉だ

けではとても納得できないので、ここをもう少しちゃんとしたご回答をいただきたいという
ことと。実施計画については、どういふようになるのでしょうかということについて、
参考になるかもしれませんけれども、区側の今後のご意見を伺わせていただきたいと思う
のですけれども。それでよろしければ。

卯月会長 私も、これを見ると、今までの流れの経緯があるから、これを見て思いま
すのは、「ご意見として伺いますが、反映しません」というのは冷たいよね、この言葉。
何か提案したのが全部むだになって捨てられてしまうというような表現になるし、今まで
の進め方はどちらかというところそういう感じがあったと思うのですが、僕はそうではないと
思うのです。結局、区民会議の提言書というのはこのような分厚いものがあるって、その
ある部分を基本構想 基本計画、都市マスタープランとして整理をしたと。あるものは実
施計画の中で活かす、あるものは実施計画よりももっと運用というのか、実際の事業のレ
ベルで活かすという形になっていて、どれひとつも×といていることではない。そうす
ると、基本構想 基本計画、都市マスタープランは、ここで出たきものは、ずうっと後
まで引き継いでいくのかというイメージがあるわけです。ですから、そのことをどこでど
ういうふうにうたったらいいのか、反映しませんというのは、ここでは反映しないけれど
も、どこどこで反映しますので、約束が本当に書けるかというところ、なかなか書いてほしい
ような気もするのだけれども、どこにどういふふうにかいた、むしろ三田委員なんかにか
えていただいたらと思うのですが、そのような僕も似たような感じを持ちながら、では具
体的にどうするのか、ここに書けばいいのかという疑問もあるのですね。ですから、どう
ですかね、三田委員、何かありますか。

三田委員 ふっていただいたので、重要な指摘だと思います、これは。区民と専門家
等によるチェックというような文言を見ますと、どちらかという事後的な評価にウエート
が強いのかなという感じがします。ですけれども、今のお話を伺ってしましても、地区協
議会が積み上げてきた議論もまだまだこういう機会にインセンティブが働いて頑張ってきた
のだけれども、まだまだ未消化ですね、区民会議の方も、各論はいろいろあるのだけれ
ども、まだまだそれ未消化の状態になって、とりあえずまとめたという状況ですよ。こ
の流れをどういふようにしていくのかというのは、非常に僕は重要な問題であって、例え
ば、提案という形で「区民と専門家等によるチェックのしくみの創設」がございまして、
それ以外の区民会議の提言であるとか、審議会の決定事項について、フォローアップをし
ていくような形の、恐らくこれ実態として、区民の動きもあると思うのです。これからも

続けていきたい。ちょっと余談になりますが、関連する重要な事項で、地区協議会の意見と各分科会の意見とか、我々に事前に送付されてきましたですね。あれを見ても、非常に車の両輪になっちゃうのですね。つまり区民会議は専門性、総合性とか、新宿という全領域を通した問題の、行政分野別に見ています。だけれども、地区協議会は、やっぱりご自分が住んでいるその場所の視点、生活者の視点で、割合、非常にリアリティのある問題提起をしてくださっている。ただ、都市マスペースできているので、ちょっとソフトが弱い点もあるのですが、しかし大きなスタンス、車の両輪それがあろうと思うのですね。ですから、そういうものが今後も脈々この機会を活かして活用されていかなければいけないのではないかと思いますので、卯月会長のご質問に対して、一つの提案として、審議会がつけることが可能なかどうかどうかご検討いただけないかなということですね。それは、提案しておきたいなと思います。

卯月会長　ほかに今の意見に関して、ご意見のある方いらっしゃいますか。

藤乗委員。

藤乗委員　今の意見をちょっと私なりに解釈して、自分のところから出た意見を「ご意見として伺いますが、反映しません」というのが一つありましたので、ちょっと内容が違ってしまいますけれども、今、三田委員の言われたように、なぜそういうふうになったか、またこれからそれをどのようにしていくのかというのを、ちょっとつけ加えていただければ、区民会議のこの意見を出した人たちも、理解していくのではないかなと思うのですけれども、うちの第2分科会の場合は9ページの一番下のところなのですけれども、やはりどうしてかというのとか、ただ、この言葉だけではなくて、なぜとかということをお返答していただける、それをどこかにつけていただけないかとは思っています。

卯月会長　ほかに今のこの件に関して。

沢田委員。

沢田委員　今の藤乗さんの意見と関連するのですけれども、確かに区民会議の皆さんも地区協議会の皆さんも、自分の生活の中でのいろいろな提案を持って、それが具体化されたらいいなと思って提言されたと思うのですね。だから、それが具体的になりそうなところが見えれば、皆さん、自分たちがつくったことが、提言してきたことが活かされたという実感を持っていただけると思うのですけれども、なかなか細かい施策まで今回は示さないというしくみになっているから、そこがいろいろなやり方があると思うのですが、そうではなくて、ここに書かれている課題とか、施策とかの中の文章をこうなっているもの

をこういうように直してくれという意見もあるのですね、具体的な施策名ではなくて。というのは、やっぱり施策名を打ち出すのは大変難しいというか、こういう仕切りになっていないとすれば、今、現状こういう課題があって、こういう施策が必要とされているということ提案してこられたのだと思うのですよ、その意見というのは。結局、藤乗さんがおっしゃった、9ページが一番下のところ、私もこれを見ていて、本当に私の実感としても非常にこれと同じことをふだん感じているものですから、入れられればいいなと思ったのですが、「介護が必要となった時に、経済的な理由や施設の定員、サービスの供給量といった要因で、住みなれた地域の中で必要なサービスが受けられないといったことがないよう」に云々かんぬんという言葉ですね、ここがやっぱりいつごろネックになっていて、なかなか介護保険が始まったけれども、なかなかうまくいってないのは、この辺がすごくあると思うので、やっぱり多分、私も民生委員の方に言われますし、区民の方にもいっぱい相談を受けますし、そこの思いからきた言葉だと思うので、こういうことがなぜ、具体的施策といっているのではないのにどうして反映できなかったのかなというのは、私も聞いてみたいと思ったところなので、ここをうまくいじっていけばひとつとしてあると思うのですが、後、地区協議会に参加をしている方から言われた意見としては、そのままほとんど反映されると思っていたら、何かちょっと違っていたという印象があって、それがなぜそうなってしまったのかというのがよくわからないとおっしゃっていたのですね。それから、やっぱりそれもどうしてこういうようになったのか、どこでしたっけ、こんなの議論してないのに入っているのを外してくれ、なんていう意見もありましたけれども、それがどうしてなのかという、一つ一つやっぱり説明をしていかないと、お互いに一緒につくり上げてきたという実感が持てないまま終わってしまうという心配を私はしています。

卯月会長　安田委員。

安田委員　安田です。

今、地区協議会のことも出ましたけれども、この基本構想審議会の中で、主に時間を費やしている部分というのは、区民会議の部分が主体になっているわけですね。それをもち込んでやっているわけですがけれども、実は都市マスタープランの部分というのは、ほとんどが地区協議会の意見というのを反映の目的で、それぞれの地区で頑張ったと思うのですよ。ところが、この場においては、何ら今までですよ、これからどうするのか知りませんけれども、今までのことというのは、地区協議会で意見書を出した部分というのは、何らこの審議会では議論されていないというのが、この部分だと思うのですよね。これは、

この会議のあり方として、しょうがないという部分であるのか、もう一つ、せっかく10地区のより現場に近い意見というものの部分を、どのようにさらにたった2ページ、もっと意見書の場合は10何ページで集約している、もっとボリュームのある部分から2ページに集約しているわけです。それはそれで、全体的にはやむを得ない部分としても、今、ご意見があったように、やはりどこかでギャップを感じるのですね。そのギャップ感は何故かという、どうしてという部分なのです。ですから、それをやはり一度、どうしてという部分は、できるだけ取り除いてほしいと思います。特にこの審議会以外の中で、地区協議会で出した部分は、あまり審議されてないという部分も合わせて、それをどうするかということは今後の問題として、どうやっていくのかというものを、逆に区の方にもお聞きをしたい。この場で。いかがなものか。

卯月会長　　たくさん出て、ちょっと頭の整理ができなくなってしまいましたが、山下委員からご提案があったものと、ちょっと広がりが出てきたと思います。それで、まず、101ページの「区民と専門家等によるチェックのしくみの創設」について、最終の段落にこれからの計画をきちっと実施するためにチェックを入れますよと書いてありますね。これを少し充実しようということは、充実というのか、わかりやすく、要は先ほど申し上げたここに書いてあるものは全部捨てちゃったものではないよ、ちゃんとこれは生きているのだよと、たまたま今回の本の中には入る、入らないの議論はしていくというようなことも含めて、ちょっとここ直していいのだろうというようにはひとつ思いました。

それから、先ほどの沢田委員、それから、今の安田委員のご指摘と、それから、もちろん三田委員のご指摘の部分ですが、ここに主にCカテゴリーのところ、「ご意見として伺いますが、反映しません」、それが結構多いわけですが、この理由がわからない、なぜか、どうしてか。幾つか理由があるのですよね、きっとね。僕にはわからないのですけれども。その理由をもう少しわかりやすく書かないと、せっかくこれまでご提言やってきた方々に失礼ではないかというような、ちょっと言葉が悪いけれども、そういうことだと思っているので、これについて、これはまた分科会なり、地区協議会などにお示し、何らかの形でするわけですから、もうちょっと正直に書こうというようなレベルの話はもう一つありますね。これもやりたいと思うわけです。

ただ、今ちょっと申し上げた、この回答書をどうやってもう一度、審議会、区民会議に戻すのかと、ちょっと僕も今まで考えていなかったのですが、事務局、何かこれからの計画の中で、それについてのお考えございますか。

あるいは、では二つご質問しますが、一つは安田委員がご指摘された都市計画審議会についてのことだということで、ここであまり議論をしてないような地区協議会の話がありますが、それがこれからどのように進められるかということが1点と。

もう一つは、企画政策課の方だと思いますが、今回こういうようにいただいた提言で、反映しますとか、しませんとか、この中ではやっているのですが、これをどのような形で区民会議と地区協議会も含めてですが、また、再度ご案内するのかということについて、その2点お願いします。

事務局　まず、1点目の「地区別まちづくり方針」のことにつきましては、申しわけありませんけれども、都市計画部まちづくり計画担当副参事の方からお話させていただきます。

それで、今、二つ目のご質問でございますが、今後、こういった形で区民に返すかということですが、これは本日、皆さんにご審議いただくということで、会長の方でお骨折りいただきまして、今会長のところでの考え方ということで出しているものですが、審議を重ね、あるいは起草部会を経て、ここに実際の本当の回答が入ってくるという形になると思います。それが1月31日、それを踏まえて、もちろん答申ができますので、答申と合わせた形でこの答申にどう反映されたか、何で反映できなかったのかという部分については、これを全部起草部会でどこまで審議できるのかというのはあるので、ある程度、整理をしてやるべきことかとは思いますが、例えば、具体的な事業提案、区に対してこうしてくれというようなご提案もその他の中にありますので、それに対して審議会で区でこうしろというところまでなかなか整理できないかと思っておりますので、それで少し整理を起草部会の方でしていただき、それで、答申にどう反映したか、反映しなかったかというのは最後入ってくるという形になっていくように思っています。それを実際には、答申と合わせて、資料みたいな形でお返しする形になりますが、地区協議会の方は、実際、団体数ございますので、各地区にお返しする。後はホームページ等でいただいた意見もすべて公開する、それは審議会の資料としてということになりますが、公開して答申にどうなったかということをお出しするような形で考えております。

卯月会長　ちょっと確認ですが、そうすると2月17日に答申を出しますよね。答申とともに、回答書というのか、どのように検討したかという、なぜ反映できなかったかということの文案も含めて、一緒に答申をする。それによって区民の方々は最終の答申の文案と、この理由というのかな、両方見ることができるということでよろしいですか。

事務局 17日の審議で、審議は先ほど会長からしないことで17日はご了解いただきたいとお話がありましたけれども、そこを加味して、一応、審議をずっと重ねていく資料になりますので、その審議会資料として17日は添付というふうに考えています。

卯月会長 三田委員。

三田委員 今の事務局にお尋ねをしたいのですが、基本構想審議会の場に、既に区民会議、地区協議会の意見に対して、「ご意見として伺いますが、反映しません」という結論を出されているのですね。出されて書いてある、これはどういうことですか。「ご意見として伺いますが、反映しません」と、つまり私が言いたいのは、これはやっぱり民主主義というのは、参画と協働に意味があるのであって、意思決定が結論が出てしまってから、これをさらに起草部会に云々というのは、ちょっと順序が違うのではないかと。つまり意見が出ているのですから、今度その意見、例えば分科会であれば分科会の総意ですよ、これは。それできちっと対案が提示されるといったことをしているわけですね。これをもし反映しないと、基本構想審議会がいうのであれば、理由を明示しなければならないです。それは結果的にもう出てしまったことで、これを前提としてさらに起草部会云々かんぬんという段階ではなくて、自由参加、政策意思決定過程の参加こそ、本当の参画、協働ではないですか。ちょっと論理矛盾があるというのは、あなたがおっしゃったことは。

卯月会長 今日お出ししましたのは、冒頭申し上げましたが、あるいは資料1の一番上の2行に書いてございますが、基本構想審議会、私と都市計画審議会、都市マスタープラン検討部会長と、事務局とでお話を1月19日にさせていただいて、あくまでも今日の審議会のために、たたきのたたき台で出しています。したがって、先ほどの高山さんのご意見のように、ここで出たものについて反映しませんといっても反映するという変更を前提に出しています。ある第一段階のAランク、Bランク、Cランクみたいなこともやっておかないと、全く議論ができませんので、ちょっと大まかにさせていただいたということですので、このとおりに区民会議と地区協議会にお出しするものではない、あくまでも議論のためでありまして、最終的にお出しするものについては、今、山下委員、あるいは三田委員のご指摘のように、理由をちゃんとわかるように説明責任を果たそうよということは私ども納得しておりますので、そういうことを前提に多分、今、企画政策課のご説明があったと理解していただければと思います。

それで、1月31日の起草部会が起草部会としては最後になりまして、そこがはっきりいえば大詰めというか、大変なことになって、1月31日の後の2月5日、2月13日の

審議会、後2回あるわけですが、それである程度、方向が決まる、その中でこれは説明責任を果たしてないのではないかと、わかりにくいというご指摘があれば、さらにここに付け加えていくことになるかと思えます。

三田委員　ちょっと交通整理の問題なのですが、A、B、Cランクというのも、これ初めて伺ったのですけれども、「新宿力」というのは、かなりこれはひとつ政治的なスタンスを示すようなキャッチコピーだと思うので、これに対して1時間議論をした、これはよし悪しだと思います。それは看板だからあると思います。ところがA、B、Cランクの区分けの仕方がどういう根拠なのかとちょっと疑問がありまして、例えば基本施策の細かい文言について、Bランクだから語りあったという部分があったり、ところがむしろ個別目標自体の問題にしているところが全くCランクになって、議論されてこなかったという事実、そういう部分がありますので、つまりそういう施策の体系性の課題の軽重がありますよね、割合、末梢の言葉にいつては語弊がある、それ重要なだけけれども、より重要性からすれば、政策体系の根幹にかかわるような個別目標の事前の議論であって、そういうのはやっぱりきちっとしておかなきゃいけない、優先的にですね。どのぐらいの区分けがちょっと、混乱してきたのかなという感じがするので、残された時間はごく少ないので、その辺の大きなプライオリティーを決めていって、どう議論していくのかという、パターンを残せるように会長にぜひしていただけたらとお願いしておきます。

卯月会長　わかりました。趣旨は承知しておきます。限られた時間の中で、ベストを尽くしたいという。

都市マスタープランの方の話をちょっとご回答お願いします。

事務局　まちづくり計画担当副参事の橋口です。

「地区別まちづくり方針」について、今ご質問いただいたわけですが、実は昨年の8月にいただきました「地区別まちづくり方針の意見書」については、各地区の方が非常に一生懸命つくっていただいて、各地区10ページ以上のものが出ております。本来それをまとめていくということであれば、「地区別まちづくり方針」だけで100ページを超えてしまうということで、その骨子案自体だけ100ページのものなのですよね。それと同じものが地区別方針としてできてしまいますので、今回は骨子案ということでバランスの関係もありましたので、大体30ページちょっとのものにバランス的には圧縮させていただいたという形でございます。

ですから、そういった意味で、少し言葉はどうしても本意が伝わらないとか、そうい

ったご意見もいただいております。それにつきましては、今現在、もう一度見直しをしております。先ほどから、話が出ていますように、実は都市マスタープランの方では、まだこれから検討部会を31日に開く予定です。そこで、十分ご議論いただくということになっております。ただ、本来ですと、今日の全体の部分も出せない部分なのですけれども、今回、基本構想審議会と一体的に検討しているということで、事前にうちの都市計画審議会の部会長である中川会長と、卯月会長とお話をいただいて、今回こういった形で全体部分については、今回、先に出したという形になっております。

「地区別まちづくり方針」の部分につきましては、今回31日の部会で検討して、次の基本構想審議会には資料としては出ささせていただきたいというふうに考えております。

卯月会長　多分、安田さんのご意見だと、こっちでももっと地区の話をしてもいいのではないかなというベースの考え方があるのかもしれないですし、地区別の基本計画というのがあったっていいのではないかなという考え方も一方であるわけですね。地区別にはハードもソフトは分けることはできないのだから、そういう考えを僕も持ってないわけではないのですが、なかなかそのステップまで一気にいけないのですね、都市計画と基本計画の方の法的な問題とか、進め方の違いというのか、どこまで担保するかということなどで、文化の違いなんていうとちょっと大げさだけれども、それを少しずつできるところから連携していこうというような試みなので、まだちょっとそこまでステップがいかないというような感じはちょっと持っています。

ただ、僕が期待しているのは、地区協議会がこれから、チェックという意味もあるのですが、実施計画とか、実際に事業計画が進むときに、今提案されている内容をきちっと保証するというだけでなく、より逆に柔軟に計画というのは、一貫してやらなければいけないという部分と、社会情勢に応じて少し柔軟にしていかなきゃいけないという部分というのもあるので、あまり最初からたがをはめてしまうと、にっちもさっちもいなくなるといふ部分と、両面ありますので、そういう柔軟性といいますか、フレキシビリティみたいなものも確保していくために、計画にどう変えていくかというのは極めてむずかしいのです。だから、絵に描けばいい、文章に書けばいいのではなくして、むしろ山下委員のようにしくみをつくっておけば、その後で、そのしくみが持っている機会とか、役割とかというのは、明示しておけば、かなりその後、自治の問題として転がっていくのではないかなという、そういう期待もあるので、ちょっとその辺もご理解いただいた上でと思っております。

山下委員。

山下委員　　今、会長のお話に関連して、ちょっと第3分科会の議論の中で、何で基本構想審議会と都市計画審議会はばらばらにやっているのだというのは、素朴な疑問として出ています。本来、これ一冊にまとめるのだから合同でやるべきではないかという議論があって、今さらという話はあるのですけれども、ただ、1回もそれが無いというのは変だなと、少なくともですね。その議論があれば、地区協議会の議論というのも、もう少し。かなりだぶっていますね、区民会議と地区協議会というのは、メンバー的にだぶっているところはあります。今はぎりぎりそのつなぎでやっているわけですが、もうちょっと違う視点で、都市マスタープランと、基本計画とか少し融合的になったのだろうなど、これは反省かもしれませんが、ただ、もし今までできなかったにしても、チェックのしくみの中で、この基本計画、都市マスタープランと一本化したのだから、じゃあ、チェックのしくみの中に、全体会議というのがあっていいのではないかなと思いますので、その辺も含めて、何かいいチェックのしくみができればなと思います。

それから、先ほどした質問の中の、実施計画部分の話というのが、いまだにあいまいなのですけれども、これはどういうふうに答えた方がいいのですか。もうちょっと頭を整理する機会をください。

卯月会長　　ちょっと考えていただく時間を。

鎌田委員　　一つは、今、山下委員がおっしゃったこと、私も同じの考え方なり、疑問があるのです。それと、先ほど来、出ていますように、例えば、一つの事例を申します。今いただいた資料の中の7ページにある、落合第二地区協議会で提案した一つの中の最もキーポイントといえるような大事なニュアンス、下から五つ目に、いろいろ云々と書いてあります。「多世代交流の場としての仕組みづくり」という、こういうことはうたっているかもしれませんが、その中で特に、私どもが今、「三世代交流モデル事業」、これは実態的には、先ほど来、出ていますように、ある意味では、さっき言った、ワークライフバランスにつながってくる問題も兼ねた一つの事業にもなりうるものではないかなという考え方もあるのです。そういう事業を、今現実に、これは区の方の福祉部の方のこれからある専門家の先生方の支援をいただいて1年間議論をしてきて、こういう施設を新しくモデル的につくろうよと、新宿での第1号というものにしよう、それが区内各所に水平展開されて、どんどん発展していけばいいなという考えを持ってやっているのですけれども、このキーポイントをこれを載せていただきたいということで提案したわけですが、

この回答欄を見ますと、一応、この基本構想審議会としては、「ご意見としては伺いますが、反映しません」と、これ今、先ほど会長がおっしゃったように書いてある。

それから、では、我々の「地区別まちづくり方針」の中に、この項目が重要であるというふうに盛り込んだのですけれども、盛り込まれているかということ、それもカットされてしまっている。そのような状況なものですから、非常に我々としては、落合第二地区協議会として不満なのです。だから、私ももちろん返した場合に、これをもってして、このことに対して、ここに書いてあるようなこういう答えでしたというように説明するわけにはいかないのですよ。何でこのようなので黙って引き下がって帰ってきたの、当然こう言われるはずですよ。ですから、その辺をもう少し真摯に受けとめて、やはり確かに、それは具体的な事例ともいえる基本構想って非常に難しいですから、とはいっても、やっぱり重要なキーポイントというのをもう少し真剣に受けとめていただいて、やはり本当に盛り込んでいただくのか、あるいは先ほどいったように、実施計画段階にどういようにつながっていくのか、それならそれはこっちの項目でこういうように取り上げますよと、こういうようにしますよというふうに説明なり、ブレイクダウンしたような形のものがあれば、これは私も帰って説明できますし、皆さんも納得していただけるのですよ。

ただ、今回、都市計画審議会と、基本構想審議会等で基本的なものを審議しているのだけれども、果たしてどこまでどれに盛り込まれるか、それは内容的に、それはみんな細かいことを取り挙げたらキリがないので大変ですから、どこか少し整理をしていくのは当然のことなのですけれども、そういう大事なことを本当に真剣に受けとめていただきたいと、私はこう思うのです。

それともう1点、ちょっとお聞きしたいのですが、このマスタープランの骨子案の中に、いろいろ意見が出ていますが、地図があります、29ページからになるのですか、ここに7枚地図があるのですけれども、これはある意味で、私が色塗りがきれいにつくっていただいているのですけれども、これはこの基本構想審議会ですらやったことが盛り込まれてもおりますけれども、どちらかというと都計審の方でこれをおつくりになっているのですか。特にこれについて申し上げますと、全部が全部ではございませんが、まず一番初めの、都市構造図、それを見ても、地区協議会で話をしたときに、何だこの地図はと、なってないのではないかというのが第一番目の意見なのです。もう少しこれを真摯に、シビアに検討して、確かに新宿区全体のことをこういうように表記するわけですから、あまり細かいことをごちゃごちゃもちろん入れるわけにはいきませんが、この構造図そのものを

ぱっと見たときに、何かこんなものできているなど、ああそうかなと、ところが実際にじっくり見てみますと、全然なっていないのですよ、これはある意味では。私はそう思います。ですから、仮にこの地図は、この場合にA3になってもいいのですよ。折り込みで、各地区のもう少し大事なポイントを盛り込むような形で、もう少し見直しをしてもらいたいと僕は思うのです。中には、ほかの地図の中にはわかりやすくきれいになったものもあります。ですけれども、再度そういう気持ちで、この地図を全部、もう一回、親切に見直しをしていただきたい。最後には、これは各地区から出た、各地区の方針に伴った地図がこれついておりますが、これは各地区が考えた地図ですから、これはこれでよろしいのかもしれませんが、この29ページからついている幾つかの図面については、私個人もそうですけれども、我々、地区協議会で議論した結果申し上げますと、総論的になってないというのが結論です。その辺はひとつよろしくお願ひしたいとこういうように思います。以上です。

卯月会長　これは都市計画審議会の方に申し送りをします。図面がわかりにくいという、小さいという話、それから、凡例がこれでは足りないという趣旨ですね。

鎌田委員　そうです。

卯月会長　では、それはまた都市計画審議会の方に申し送るといふふうにしたいと思いますが、先ほどの山下委員の方からお話がありました、何回か出ているのですが、まだはっきりしないということで、実施計画はこれからどのようになるのかということと、また、これも原点に戻ってしまうのですが、都市計画審議会と基本構想審議会は何で一緒にできなかったのか、今さらという話もあるのですが、ちょっとお答えいただければありがたいです。

事務局　今の件について、今、考えられている段階でございますけれども、お答えさせていただきます。今回、区民会議提言のめざすところや考え方につきましては、審議会の審議を経て、基本的には基本計画の施策として盛り込むという位置づけをさせていただいています。

この施策の事業化につきましては、審議会による答申を受けましてから、8月を目途に実施計画の素案をつくっていきますけれども、この素案の段階で、皆様の方には、区広報紙やホームページ、パブリック・コメントや地区協議会単位の意見交換会を実施していきます。また、今回も「区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト」、どういう形で考えているのかという、現在の考え方を示させていただいておりますけれども、素案の段

階でも、こういうものを示させていただいて、早い段階で皆さんの意見をいただくような、確定をしてからということではなくて、早い段階でお示しをしていきたいというふうに考えております。

それから、都市計画審議会と基本構想審議会がなぜ一緒にできなかったのかということもございませう。私どもも、総合化につきましては、実際にはやってみなければわからないところもございましたし、区長の諮問事項がそれぞれ異なっておりますので、諮問事項の異なっているところに、合同でやるというのはなかなか難しい面もございました。ですから、現段階でできる中で、意思の疎通を図るために、部会長同士で話していただいたり、会長同士で話していただいたり、そういう出来る限りのところをさせていただく中で対応させていただいた、そういう状況でございます。その点については、私どもも反省の材料ということで認識をしているところでございます。

卯月会長 山下委員。

山下委員 今のご回答についてなんですけれども、これは初めての試みですから、今回、中途半端に終わってしまうといいますかね。二つの審議会同士が、一つのテーブルに集まって、それが正式な審議会になるかどうかわかりませんが、でも少なくとも意見が交流するような、そういう場がくれたのかなと今は思っています。それから、今後は、一緒になって、うまく都市マスタープランと、それから、こういうソフトの部分、より有効的に総合的、有機的につながるような格好を政策で模索しなければいけないのしょうから、そういう意味では、そういうしくみを今後つくっていくといいますか、チャレンジというのが必要ではないかなとは今は思います。

卯月会長 三田委員。

三田委員 今のおっしゃったことに尽きるのかなと思うのですが、私も意見書をかなり前に出させていただいたこともあって、このことをある程度予見をしておりましたのですが、それは生産的な意味で前向きに考えたいと思うのですが、結局、地域の中でハードやソフトを総合させながら、本当に前向きにまちづくり白書がどうやってできるのだろうか、これからの課題が見えてきたような気がします。

それからもう一つは、「区民と専門家等によるチェックのしくみ」をつくっていかうねという、共通の合意ができたこと、すごくこれは前向きに評価できるのではないかと。ですから、地区協議会という生活者のフィールドの場でのハードとソフトの総合化。それから、もう一つは、区民と専門家による区民会議、それぞれの今後の方向をきちっと行政と協働

しながら、ともに二人三脚しながら、フォローしていこうという仕組みがここでできるという、非常に大きな、まさに「新宿力」の底上げになってくるのではないか。これにはぜひ第6分科会を中心に議論しました、骨子案37ページの冒頭にある、まちづくりの基本目標の中での参画と自治の問題ですね、協働の問題、これをいかに具体的なしくみとして、我々はここで学んでマイナスの、ネガティブなものを反面教師としつつ、制度化としてどうやっていくのか。ですから、今、企画政策課長がおっしゃられたようなこと試行錯誤、みんなそれぞれの立場でやってきたわけですから、これを前向きに一つの協働の試みを定着させて、軟着陸させてくゆく、みんなにそれぞれ議会に対しても、それから、行政部門並びに区民、地区協議会、あるいはNPOみんなそれぞれがこの経験を踏まえて、具体的な総合的に活動をこれから仕組んでいくのではないか。その中で一つだけご協力申し上げたいと思うのは、もう既に分科会が区民会議、分科会がですね、いろいろな形で今後に向けて動き出そうとしています。ですので、そういったエネルギーも非常に重要だと思うし、皆さんの発言にあった地区協議会をベースにする、これからの活動も希望が見えてきたと思いますので、そういったことを総合的に踏まえながら、まさに新しい自治の地平をみんなで築いていく、一つの足がかりにできたらなという印象を持ちました。

卯月会長 寄本委員。

寄本委員 私は、実行民主主義ということを申しましたけれども、第6分科会のご意見からはじまりました議論のほとんどが実行民主主義に関するものですね。どういう制度をつくるか、どういうしくみをつくって計画を実行するか、市民参加のしくみをどうやってつくっていくか、それはどうやら検討民主主義から実行民主主義の段階に移りつつあるのではないか、それは大切なことですから、少し時間をいただき、より議論したいと思います。

卯月会長 ありがとうございます。

沢田委員。

沢田委員 山下委員がおっしゃったようなことは、私、最初のころに予見していたと思うのですが、結局それがかなわなかったということで、「地区別まちづくり方針」については、都計審の方でというお話なのですが、実際は都計審の方が、こちらの審議会よりももっと深刻で、時間もなければ、少ない時間の中でほかの報告事項とかいろいろな議案もやっているということでは、なかなか厳しい状況にあります。ですから、逆に言うと、皆さん、ただ具体的に都計審の会長なり、私も委員なのですが、これ

だけはどうしてもというご意見があれば、していただければありがたいなというのを申し上げます。

それから、消費者行政の関係の意見が複数、意見が出ておりましたけれども、第5分科会から、消費者団体から意見も出ているのですけれども、それは趣旨を踏まえて整理しますということになっているのでいいのですけれども、私も指摘されて、本当によく見ていると思ったのですけれども、日常生活の安全・安心というときに、ここの中で課題と施策のところを見る限り、いわゆる食の安全ということが全くどこにもないのですね。犯罪とか、交通とか、いわゆる警察関係になるようなところが主になっていて、だけこの審議会の中では、実際今、だれがおっしゃっていましたが、やっぱり食の安全ということも大事だというご意見が出ていたにもかかわらず、ここに入っていなかったというのは、私も見落としていて本当に申しわけなかったと思うのですけれども、ここで出された意見がちゃんとここに反映されているかどうかというのを、もう一度、事務局レベルでチェックをしていただきたいなというのを改めて感じました。

それから、先ほどから言っている、Cカテゴリーになっているものも意見が出たものについては、極力、BとかAに書いていただきたいということです。

卯月会長 ありがとうございました。

そろそろ時間なので、このようにさせていただきます。

冒頭、A、B、Cと整理をしてご説明申し上げましたが、特にCについての対応がなかなかこの文章だけではわかりにくい、ちょっと親切ではないというような印象もあるようですので、A、B、Cすべてにわたって、起草部会で再議論をすることにいたします。特に、後半、沢田委員が51ページについて、ご提案があったり、あるいは鎌田委員のご提案、骨子案の話にもありましたので、それも含めてどのような対応ができるのか、今日出しているこの資料については、全部、起草部会の方で議論をすると。簡単に済むところと大変なところと、もちろんバランスがありますので、全部がすべてご納得いただけるかどうかわかりませんが、限られた時間の中で、一応すべてについて検討し、対応といえますか、回答についても、わかりやすくできる限り表現するようにしたいと思います。

そのことによって、多分、これは何人の方がご指摘いただいて、三田委員にご提案いただいている、要はこれでおしまいではないと、これから、ある意味でこれを使いながら本当に新宿のまちがどのように変わっていくかということに関しても、まさに協働のシステムを構築して、ここで議論したいろいろな文章、いろいろな内容をもう一度、その場に

持ち出して再議論するというようなことになるわけですので、何らかの形でこの議論はきちっと資料化し、次に活かすというようにしくみ、あるいは考え方をどこかできちっと明示し、それは多分、審議会にお集まりの皆さん、皆さんの総意だと思しますので、我々が区に出す答申の中には、その旨、きちっと明記すると、ちょっと形はわかりませんが、明記するように、また審議会、起草部会の中で議論して、次回にご提案をしたいと思えます。

山下委員 アイデアみたいな話なのですが、先ほど実施計画の話とかですね、この頭のところというか後ろでもいいかもしれないけれども、要は今度の試み、基本計画と都市マスと一緒にあって、あるいはベースになる区民会議、あるいは地区協議会での議論がかなり根本にあると、それをできるだけ活かすというのが、今回の試みだということですね。それをどこかで明示できないのかという話と、その中で、基本構想はこういうことをいっている、区民会議、あるいは地区協議会の中で具体的な提案というものについては、別の次元での議論にパトタッチする、次のステップというようなことをいって、提言書、あるいは地区協議会からのいろいろな意見書みたいのものも含めて、位置づけをはっきりとさせていただくことはできないのでしょうか。

卯月会長 それを含めて、では、起草部会の方で議論したいと思います。

あくまでも最終的な基本構想、基本計画・都市マスに何が入るかということではなしに、審議会が答申をするわけですから、審議会の総意で答申のどこかに今のような内容を入れることは、我々が決めることができるわけですので、少し考えさせてください。

それでは、どうもご審議ありがとうございました。

それでは、先ほど来、申し上げているように、起草部会というのは、実はこの後、開かれるという予定がございましたが、あまりにもこれだけでは処理できないだろうということで、1月31日の午後に変更いたしましたので、一応ご報告させていただきます。今日お出しいただいた内容につきましては、1月31日の起草部会でさらに議論し、2月5日の第14回審議会及び2月13日の第15回審議会でご審議をいただき、最終2月17日土曜日には、最終答申を区長に提出したいと思いますので、何とぞどうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、2月17日土曜日には、区の主催でシンポジウムを開催いたします。この件につきまして、事務局からご連絡をお願いいたします。

事務局 それでは、2月17日に、今、会長が言いましたシンポジウムのお話をさせ

ていただきます。その前に、2月17日の基本構想審議会につきまして、まだ時間の方が皆さんにお知らせしていなかったと思いますので、まずお時間の方も合わせてご報告いたします。

基本構想審議会は、12時から12時50分までということで、これからご案内状をお出ししますが、早稲田大学にあります国際会議場の1階にあります井深大記念ホールのある会場の3階で基本構想審議会を開催したいと思います。その後に、基本構想審議会と、都市計画審議会と一緒に区長の方に答申をいただきまして、その後にシンポジウムを開催したいというふうに思っております。シンポジウムは午後2時から4時まで、2時間の予定をしております、基調講演と、それからパネルディスカッションを予定しておりますので、かなり審議会からですと長いお時間になりますが、ぜひ皆さんにもご出席いただきたいというふうに思いますので、ご案内させていただきます。後ほど、いわゆるパンフレット、チラシみたいなもの、開催通知の中に合わせて入れさせていただきますので皆さんのお声かけの方も合わせてお願いしたいと思います。以上です。

卯月会長　　ありがとうございました。それでは、今回は繰り返しのようになりますが、第14回審議会、2月5日午後1時30分から午後4時まで、新宿区役所本庁舎5階大会議室で開催いたします。開催通知は改めてお送りいたしますので、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして第13回基本構想審議会を閉会いたします。

長時間にわたるご審議、ご協力ありがとうございました。